

就労要件での申込みで、提出する就労証明書の記載内容について、No.1～9の対象項目の該当する網掛け部分にチェック及び記入し、署名してください。

No	対象	確認事項	職員使用
1	全員	入園月は、現在と同じ会社で就労しますか？ ⇒ <input type="checkbox"/> はい → 予定が変更となって転職する場合、入園月内には現在の雇用内容以上の就労を要します。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 転職先は決まっていますか？ ⇒ <input type="checkbox"/> はい → 入園月内には現在の雇用内容以上の就労を要します。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 入園月内の就労の確認ができないため、「求職中」の扱いとなります(基準指数(67)の10点を適用します)。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> 不明 → 転職する場合、入園月内には就労を開始することができますか？ ⇒ <input type="checkbox"/> はい → 転職が決まった場合は、遅くとも1か月以内に「前職の退職日を証明する書類」と「転職先の就労証明書」を提出する必要があります。提出された就労証明書等から確認できなかった場合は、原則、内定取消となります(入園後に判明した場合は、その月の末日で退園となります)。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 入園月内の就労の確認ができないため、「求職中」の扱いとなります(基準指数(67)の10点を適用します)。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> 不明 → 入園月内の就労の確認ができないため、「求職中」の扱いとなります(基準指数(67)の10点を適用します)。	<input type="checkbox"/>
2	全員	入園月以降、今回提出する就労証明書に記載された雇用契約(就労日数・就労時間)どおり就労をすることができますか？ ※雇用契約上の就労日数と就労時間を変更せずに、育児短時間(時短)勤務制度(会社独自の制度含む)を利用する場合は、「はい」を選択してください。 ⇒ <input type="checkbox"/> はい → 入園後、証明書を求めた際に、申告と相違があった場合は、その月の末日で退園となることがあります。 ※以下は、その一例です。 ① 育休復帰時に育児短時間勤務の利用ではなく、雇用契約上の就労日数または就労時間を減らして就労開始する。 ② 就労場所が変更、または兄弟で別々の園となったことで、子の送迎に間に合わないため、就労時間を減らす。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 確実に就労できる就労日数と就労時間(休憩時間含む)を申告してください(就労先や派遣元の会社にもご確認ください)。 ※記載がない場合は、「求職中」の扱いとなります(基準指数(67)の10点を適用します)。 ⇒ 就労日数:月 日、または週 日、就労時間:月 時間、または1日 時間(休憩時間含む)	<input type="checkbox"/>
		※ここで記載した就労日数・就労時間が、申告者の指数の上限となりますので、ご注意ください。 また、入園後、証明書を求めた際に、申告と相違があった場合は、その月の末日で退園となることがあります。	
		⇒ <input type="checkbox"/> 不明 → 「求職中」の扱いとなります(基準指数(67)の10点を適用します)。	<input type="checkbox"/>
3	短時間勤務制度がある方	入園月以降、育児短時間(時短)勤務制度(会社独自の制度含む)を利用する予定がありますか？①～③からひとつ選択してください。 ※上記制度を利用し就労時間を短縮する場合、2時間まで就労時間とみなします(2時間を超えて短縮する場合も、就労時間とみなすのは2時間となります)。また、就労日数の減については考慮されません。なお、過去に利用した育児短時間勤務も同様の扱いとなります。 ⇒ <input type="checkbox"/> ① → 1日2時間までの短縮、かつ就労日数の変更がない育児短時間勤務制度を利用します。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> ② → 1日2時間を超える短縮、または契約上の就労日数より減少した育児短時間勤務制度を利用します。 ↳ 上記就労内容は1日 時間 分短縮、週 日勤務となります。(原則、指数が下がります)	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> ③ → 育児短時間勤務制度は利用しません。 ※入園後に育児短時間勤務制度を利用する場合、1日2時間までの短縮、かつ就労日数の減がなければ利用可能です。	<input type="checkbox"/>
4	全員	直近の就労実績が3か月記載されていますか？※今後の見込みの実績が記載されている場合は、「いいえ」を選択してください。 ⇒ <input type="checkbox"/> はい → 産前・産後休業、育児休業等の休業の取得月の実績が記載されていないことをご確認ください。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 前職はありますか？ <input type="checkbox"/> はい → 転職先の採用年月日より前3か月以内の前職分の就労実績が記載された就労証明書を提出することで、考慮できる場合があります(未提出は実績不足の減点対象となります)。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 就労開始前の場合は内定指数を適用し、実績不足の場合は減点対象となります。	<input type="checkbox"/>
5	4月申込	【令和7年4月入園申込みの方】 就労証明書の右上の証明日が令和6年10月1日以降の日付となっていますか？ ⇒ <input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 減点対象となりますので、再度取得したものをご提出ください。	<input type="checkbox"/>
6	5月以降申込	【令和7年5月以降の入園申込みの方】 就労証明書の右上の証明日が申込受付期間の初日より過去2か月以内の日付となっていますか？ ⇒ <input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 減点対象となりますので、再度取得したものをご提出ください。	<input type="checkbox"/>

No	対象	確認事項	職員使用
7	自営業の方	<p>記載された直近3か月の就労実績内で、最も高い月の収入額(売上額でも可)を記入してください。</p> <p>※収入(売上)が不定期の方は、概ね1か月分の収入(売上)額を記入してください。</p> <p>円</p>	<input type="checkbox"/>
8	全員	<p>就労証明書の「7就労実績」について、少なくとも1か月以上、就労証明書の「6就労時間」に記載された雇用契約上の就労日数・就労時間以上となっていますか？</p> <p>⇒ <input type="checkbox"/> はい → 実績が少なくなっていた場合、「特に理由なし」として扱います。</p> <p>⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 以下の実績が少なくなっている理由にチェック・記入してください(複数チェック可)。</p> <p>※下記に該当していたとしても、必ず考慮できるわけではありません。</p> <p>⇒ <input type="checkbox"/> 特に理由なし・その他( )</p> <p>⇒ <input type="checkbox"/> 休憩時間、有給休暇、残業時間が含まれていない。 → 正しい就労証明書をご提出ください。</p> <p>⇒ <input type="checkbox"/> 育児短時間(時短)勤務制度(会社独自の制度含む)を利用していた。</p> <p>→ 就労証明書の「12育児のための短時間勤務制度利用有無」欄に正しく記載されているか確認し、ご提出ください。</p> <p>⇒ <input type="checkbox"/> 保護者本人や子の体調不良( 年 月分～ 年 月分)。</p> <p>→ 就労証明書の「10産休・育休以外の休業の取得」欄に証明を受け、「7就労実績」欄に影響のなかった直近の実績が正しく記載されているか確認し、ご提出ください(自営業等の方はご自身で記載してください)。</p> <p>⇒ <input type="checkbox"/> 妊娠中の体調不良( 年 月分～ 年 月分)。</p> <p>→ 就労証明書の「10産休・育休以外の休業の取得」欄に証明を受け、「7就労実績」欄に影響のなかった直近の実績が正しく記載されているか確認し、ご提出ください(自営業等の方はご自身で記載してください)。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	女性	<p>現在、妊娠中ですか？</p> <p>⇒ <input type="checkbox"/> はい(出産予定日 年 月 日)</p> <p>→ 出産予定日が入園希望日より「前」か「後(入園希望日含む)」のどちらですか？</p> <p>⇒ <input type="checkbox"/> 前 → 入園時点で育児休業中(取得予定)の場合は保育園入園月の翌月1日までに、産後休業中の場合は育児休業を取得せずに産後休業明けで、今回提出する就労証明書に記載された雇用契約(就労日数・就労時間)以上の就労をすることができますか？</p> <p>→ <input type="checkbox"/> はい → 就労要件での申込みとなります。</p> <p><b>入園後、証明書を求めた際に、記載された内容で就労できていなかった場合、原則、その月の末日で退園となります。</b></p> <p>→ <input type="checkbox"/> いいえ → 出産要件での申込みとなり、出産月の2か月後までの在園となります。</p> <p>※認可保育園等からの転園申込みの場合は、基準指数(33)の35点までの指数を適用します。その場合、転園が決まっても、育児休業の継続が可能です。</p> <p>⇒ <input type="checkbox"/> 後 → 入園日時点で産前休業を取得せずに、今回提出する就労証明書に記載された雇用契約(就労日数・就労時間)以上の就労をすることができますか？</p> <p>→ <input type="checkbox"/> はい → 就労要件での申込みとなります。</p> <p><b>入園後、証明書を求めた際に、記載された内容で就労できていなかった場合、原則、その月の末日で退園となります</b>(出産が入園日より前に早まった場合や入院により就労できなかった場合など、やむを得ない場合を除きます。その場合は、証明書の提出が必要となります)。</p> <p>→ <input type="checkbox"/> いいえ → 入園日時点で産前休業中(取得予定)ですか？</p> <p>→ <input type="checkbox"/> はい → 出産要件での申込みとなり、出産月の2か月後までの在園となります。</p> <p>※認可保育園等からの転園申込みの場合は、基準指数(33)の35点までの指数を適用します。その場合、転園が決まっても、産前・産後休業や育児休業の継続が可能です。</p> <p>→ <input type="checkbox"/> いいえ → 確実に就労できる就労日数・就労時間を表面「No.2」で申告してください。</p> <p>※入園後、証明書を求めた際に、記載された内容で就労できていなかった場合、原則、その月の末日で退園となります。</p> <p>⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 申込み後に妊娠がわかった場合は、すみやかに母子健康手帳(コピー)を提出してください。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>提出する就労証明書、及び上記の記載内容について、間違いありません。内容に変更がある場合は、再度提出します。</p> <p>また、申告と相違があった場合は、入園内定を取消(入園後の場合は保育実施解除)されることを理解しています。</p> <p>令和 年 月 日 保護者氏名(自署)</p>			